

議員提出第8号議案

島根県がん対策推進条例

1 提案理由

がんが県民の疾病による死亡の最大の原因となっている等がんが県民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状にかんがみ、がん対策に関する施策を総合的に推進する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) この条例は、質の高いがん医療の実現並びにがんの予防及び早期発見の推進を図るため、がん対策を総合的に推進することを目的とすること。
- (2) 県は、県内におけるがん医療の水準の向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- (3) 県は、県民に対してがん医療に関する情報の提供を行うために必要な施策を講ずるものとする。
- (4) 県は、がんの予防の推進のために必要な施策を講ずるものとする。
- (5) 県は、がんの早期発見に資するよう、がん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるとともに、県民のがん検診の受診率の向上を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(6) 県は、がん患者に対する緩和ケアを推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(7) 県は、患者会等が行うがん患者の療養生活及びその家族の生活に対する活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(8) 県は、県民のがん対策に関する理解及び関心を深めるため、必要な施策を講ずるものとする。

(9) 県は、関係機関及び関係団体との連携を図りつつ、がん対策を推進するものとする。

3 施行期日

公布の日から施行する。